医療事故調査制度の流れ

※１　管理者が判断する上での医療事故調査・支援センター又は支援団体へ相談が可能
※２　「医療事故調査・支援センター」
※３　医療機関から④の報告がされた事例のみ、医療機関または遺族から依頼があった場合に調査可能

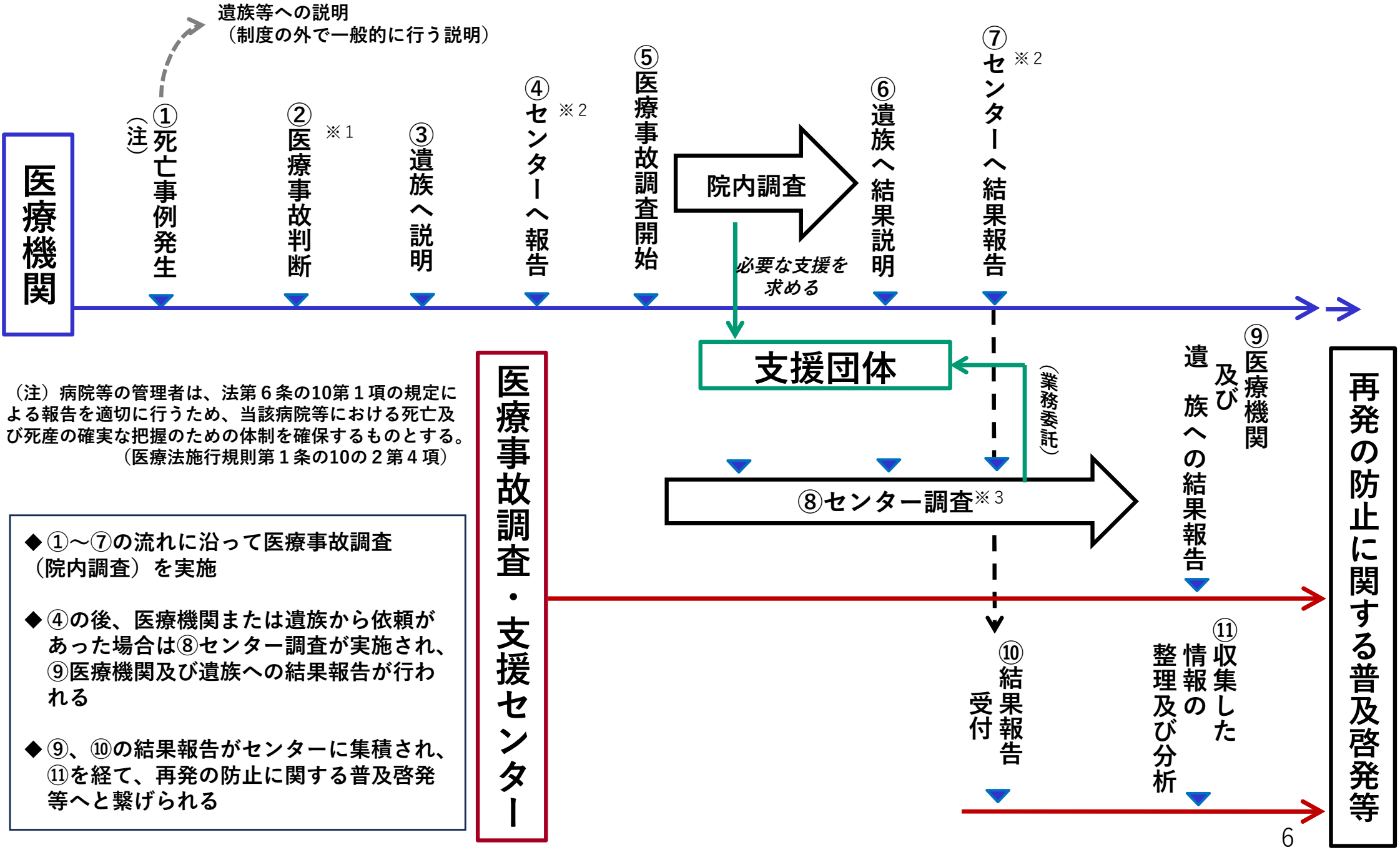

（注）病院等の管理者は、法第６条の10第１項の規定による報告を適切に行うため、当該病院等における死亡及び死産の確実な把握のための体制を確保するものとする。
（医療法施行規則第１条の10の２第４項）

◆①～⑦の流れに沿って医療事故調査（院内調査）を実施

◆④の後、医療機関または遺族から依頼があった場合は⑧センター調査が実施され、⑨医療機関及び遺族への結果報告が行われる

◆⑨、⑩の結果報告がセンターに集積され、⑪を経て、再発の防止に関する普及啓発等へと繋げられる